○金融庁告示第二十九号

エイチディーアイ・グローバル・エスイーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に掲げる日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十日

金融庁長官　森　信親

日本における主たる店舗　東京都千代田区神田錦町三丁目二十二番地　テラススクエア

○総務省告示第二百五十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条第六号(5)及び第八号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改める。

平成二十八年六月二十日

総務大臣　山本　早苗

第一項に次の一号を加える。

6　施行規則第三十三条第六号(1)から(5)までに掲げる無線局であって、無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。）による改正前の設備規則の規定に適合することにより表示が付された無線設備（平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合したものに限る。）のみを使用するもの

第三項第六号㈢中「であって、法第四条第一項第二号の適合表示無線設備であるもの（」を「（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備であって、」に改め、同号に次のように加える。

㈣　平成十七年改正省令による改正前の設備規則の規定に適合することにより表示が付された㈢のレーダーであって、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合したもの（電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。）

○総務省告示第二百五十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改める。

平成二十八年六月二十日

総務大臣　山本　早苗

第一項中「適合表示無線設備」の下に「（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四項の次に次の一項を加える。

十五　無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。）による改正前の設備規則の規定に適合する無線設備であって、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合するもの

○総務省告示第二百五十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。

平成二十八年六月二十日

総務大臣　山本　早苗

一　申請期間

平成二十八年六月二十一日（火）八時三十分から同年七月二十一日（木）十七時までの間

二　無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲

対地静止衛星軌道　東経百十度±〇・一度

三　使用する周波数

一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下

四　その他免許の申請に資する事項

同一軌道位置において、既に免許を受け運用している人工衛星局が存在することから、三に規定する周波数の電波の一部につき、使用できないことがある。

五　申請書の提出場所

申請者の住所を管轄する、総合通信局又は沖縄総合通信事務所

六　問い合わせ先

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

衛星事業係　電話〇三（五二五三）五八一六

○法務省告示第三百二十六号

新潟県佐渡市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年六月二十日

法務大臣　岩城　光英

新潟県佐渡郡外海府村大字大倉百四十八番地

菊池　定光

○厚生労働省告示第二百五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用再生医療等製品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

再生医療等製品の名称	予定される効能、効果又は性能	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
CTL019	CD19陽性B細胞性急性リンパ芽球性白血病、CD19陽性びまん性大細胞型B細胞リンパ腫、CD19陽性濾胞性リンパ腫	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十八年五月二十五日

○農林水産省告示第千三百二十一号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十日

農林水産大臣　森山　裕

第五十号中「郡山田村農業共済組合」を「旧郡山田村農業共済組合」に、「平成十五年三月」を「平成十五年三月　平成二十八年三月」に改める。

第三百五十八号中「若柳字川南戸ノ西四番地」を「金成沢辺町沖二百五番地」に改める。

第四百四十三号中「南区東九条西山王町一番地」を「中京区押小路通烏丸東入西押小路町百十五番一」に改める。

第四百五十五号中「風間千百八十一番地の一」を「大字風間千八十三番地の五」に改める。

第四百八十九号の次に次の五十三号を加える。

四百九十	井田川水系土地改良区	富山県富山市八尾町梅苑町一丁目九十五番地一	平成二十八年二月
四百九十一	一般社団法人北海道農業会議	北海道札幌市中央区北五条西六丁目一番二十三北海道通信ビル五階	平成二十八年四月
四百九十二	一般社団法人青森県農業会議	青森県青森市本町二丁目六番十九号	平成二十八年四月
四百九十三	一般社団法人岩手県農業会議	岩手県盛岡市菜園一丁目四番十号	平成二十八年四月
四百九十四	一般社団法人宮城県農業会議	宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号	平成二十八年四月
四百九十五	一般社団法人秋田県農業会議	秋田県秋田市山王四丁目一番二号	平成二十八年四月
四百九十六	一般社団法人山形県農業会議	山形県山形市緑町一丁目九番三十号	平成二十八年四月
四百九十七	福島県農業共済組合	福島県福島市栄町六番六号NBFユニックスビル六F	平成二十八年四月
四百九十八	一般社団法人福島県農業会議	福島県福島市中町八番二号	平成二十八年四月
四百九十九	一般社団法人茨城県農業会議	茨城県水戸市笠原町九百七十八番二十六	平成二十八年四月
五百	一般社団法人栃木県農業会議	栃木県宇都宮市一の沢二丁目二番十三号	平成二十八年四月
五百一	一般社団法人群馬県農業会議	群馬県前橋市大渡町一丁目十番七号	平成二十八年四月
五百二	一般社団法人埼玉県農業会議	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番九号	平成二十八年四月
五百三	一般社団法人千葉県農業会議	千葉県千葉市中央区市場町一番一号	平成二十八年四月
五百四	一般社団法人東京都農業会議	東京都立川市柴崎町三丁目五番二十四号	平成二十八年四月